

平成19年6月20日制定  
平成21年10月30日改正  
平成23年3月9日改正  
平成28年7月7日改正  
令和元年11月12日改正  
令和2年5月28日改正

## 建築士事務所の監督処分の基準

### 1 基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

### 2 用語

この基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消し」とは、法第26条第1項又は第2項の規定による登録取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第26条第2項の規定による建築士事務所の閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第26条第2項の規定による戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第26条第2項の規定による処分を行うに至らない不正行為について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

### 3 処分等の基準

#### (1) 一般的基準

処分等の内容は、別表第1の基準により行うものとする。ただし、その情状を斟酌し決定するものとし、情状の軽重を判断するに当たっては、次の事項を総合的に判断する。

- ① 行為者の意識（悪意の有無等）
- ② 行為の態様（内容が軽微であるか、常習的か等）
- ③ 是正等の対応（速やかに是正しているか等）
- ④ 社会的影響（刑事訴追されているか等）
- ⑤ その他考慮すべき事項

#### (2) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等（文書による注意にあっては、2年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者に対しては、別表第2の基準により処分等を行うものとする。

### 4 その他

#### (1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができるものとする。

(2) 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、法令遵守の上、建築士事務所として適正に業務を行っている場合は、処分を軽減し、又は処分等を行わないことができる、ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情がある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りではない。

なお、(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

5 公告

処分を行った場合における法第26条第4項において準用する第10条第5項に規定する公告は、兵庫県広報に登載し、及びホームページに掲載することにより行うものとする。

附 則

この基準は、平成19年6月20日から施行する。ただし、この基準の施行の日前に生じた事由による監督処分については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成21年10月30日から施行する。ただし、この基準の施行の日前に生じた事由による監督処分については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成23年3月9日から施行する。ただし、この基準の施行の日前に生じた事由による監督処分については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成28年7月7日から施行する。ただし、この基準の施行の日前に生じた事由による監督処分については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和元年11月12日から施行する。ただし、この基準の施行の日以前に兵庫県建築士審査会の同意を得て、処分内容の確定しているものについては、なお、従前の例による。

附 則

この基準は、令和2年5月28日から施行する。

別表第 1

| 処 分 事 由                                            | 処 分 等 の 基 準                                                                                              |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法第26条第 1 項の各号に該当するとき。                              | 登録の取消し                                                                                                   |
| 法第26条第 2 項の各号に該当するとき。<br>1 第 1 号に該当するとき。           | →文書による注意、戒告又は閉鎖                                                                                          |
| 2 第 2 号に該当するとき。<br>(1) 法第23条の 4 第 2 項第 1 号に該当するとき。 | →文書による注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し                                                                                   |
| (2) 法第23条の 4 第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当するとき。             | →(1)に準じた処分                                                                                               |
| 3 第 3 号に該当するとき。                                    | →文書による注意、戒告又は閉鎖                                                                                          |
| 4 第 4 号に該当するとき。                                    | →管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じた処分を基本とし、当該処分に係る行為について、管理建築士の責務との関係や当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、文書による注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し |
| 5 第 5 号に該当するとき。                                    | →所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、文書による注意、戒告又は閉鎖                               |
| 6 第 6 号から第 8 号までに該当するとき。                           | →戒告又は閉鎖                                                                                                  |
| 7 第 9 号に該当するとき。<br>(1) 閉鎖命令に違反したとき。                | →登録の取消し                                                                                                  |
| (2) 法第26条の 2 第 1 項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき。          | →戒告又は閉鎖                                                                                                  |
| 8 第 10 号に該当するとき。                                   | →文書による注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し                                                                                   |

## 備考

- 2以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うこと（例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録の取消しとするなど。）。
- 違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うこと。
- 法第26条第 2 項第10号の「業務に関し不正な行為をしたとき」とは、建築士事務所の開設者がその業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合などである。

別表第2

| 処 分 事 由                                                                                         | 処 分 等 の 基 準                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <p>1 別表第1の基準により文書による注意が相当であるとき。</p> <p>(1) 過去に一度処分等を受けているとき。</p> <p>(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。</p> | <p>→戒告</p> <p>→閉鎖</p>                       |
| <p>2 別表第1の基準により戒告が相当であるとき。</p> <p>(1) 過去に一度処分等を受けているとき。</p> <p>(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。</p>      | <p>→3月以内の閉鎖</p> <p>→3月以上1年以内の閉鎖又は登録の取消し</p> |
| <p>3 別表第1の基準により閉鎖が相当であるとき。</p>                                                                  | <p>→相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し</p>  |
| <p>4 別表第1の基準により登録の取消しが相当であるとき。</p>                                                              | <p>→登録の取消し</p>                              |